



「農業委員」・「農地利用最適化推進委員」の募集

■ 「農業委員」の推薦・公募

市では、現委員の任期満了に伴い「農業委員」・「農地利用最適化推進委員」を下記のとおり募集します。

なお、農業委員会等に関する法律第8条第7項で「市町村長は、農業委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に等しい偏りが生じないように配慮しなければならない」と規定されていることから、女性および50歳未満の人からの応募および推薦等にご協力をお願いします。

農業委員は、農業者等の推薦・募集の結果を尊重して、市長が議会の同意を得て任命します。

任命要件	(1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができること (2) 原則として、認定農業者等が過半数を占めること (3) 中立委員（利害関係を有しない人）が含まれること (4) 青年・女性の積極的な登用に努めること	
募集人員	11人	
任期	令和3年4月30日～令和6年4月29日（3年間）	
身分	市の特別職の非常勤職員	
報酬	月額36,000円	
主な職務内容	(1) 農地の権利移動や転用に係る許可などの審議および決定 (2) 農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など）に係る指針策定、現地調査・指導および監視業務など (3) 農業一般に関する調査および情報の提供に関する業務	
推薦を受けると応募者の資格	(1) 市内に住所を有する人 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員でない人	

○問合せ 農林課 ☎23-7035

■ 「農地利用最適化推進委員」の推薦・公募

農地利用最適化推進委員は、農業者等の推薦・募集の結果を尊重して、担当区域ごとに農業委員会が委嘱します。

委嘱要件	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その職務を適切に行うことができること		
募集人員	10人		
募集する 担当区域	地区名	担当区域	募集人数
	高萩地区	本町、大和町、春日町、東本町、肥前町、有明町、高浜町、高萩、安良川、島名、秋山、石滝、福平	4人
	松岡地区	赤浜、高戸、下手綱、上手綱、望海	4人
	高岡地区	中戸川、大能、若栗、横川、上君田、下君田	2人

任 期	令和3年5月予定（農業委員会が委嘱する日）から令和6年4月29日まで（3年間）
身 分	市の特別職の非常勤職員
報 酬	月額 28,000 円
主な職務内容	(1) 担当区域内の農地に係る利用状況調査 (2) 農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など）に係る現地調査、農業者等の調整など (3) 農業委員会総会における活動報告および意見申述など
推薦を受ける人と応募者の資格	(1) 市内に住所を有する人 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員でない人

○問合せ 農業委員会 ☎23-7319

【推薦および応募方法】

所定の様式に必要な事項を記入の上、郵送または持参にて農林課または農業委員会事務局へご提出ください。

推薦および応募様式	(1) 農業者等（個人）が推薦する場合 様式第1号 (2) 法人または団体が推薦する場合 様式第2号 (3) 自ら応募する場合 様式第3号
様式の入手方法	農林課および農業委員会事務局で配布のほか、市のホームページからもダウンロードできます。
提出先	◆農業委員 〒318-8511 高萩市本町 1-100-1 高萩市役所 農林課 宛 ◆農地利用最適化推進委員 〒318-8511 高萩市本町 1-100-1 高萩市役所 農業委員会事務局 宛
受付期間	10月16日(金)～11月13日(金)【必着】 ※持参する場合は、平日の8:30～17:15までにご提出ください。
推薦または応募の重複について	同一の人が農業委員と農地利用最適化推進委員（複数地区も可）の双方に推薦を受けること、または応募することは可能ですが、双方の委員を兼ねることはできません。

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です！ ～新しい働き方・休み方が始まっています～

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、働く人たちのさまざまな事情に応じた柔軟な働き方・休み方を実践する第一歩として、年次有給休暇を上手に活用しましょう。

○問合せ 茨城労働局 雇用環境・均等室 ☎029-277-8295

正社員と非正規社員の間不合理な待遇差は禁止されています！

本年4月から「パートタイム・有期雇用労働法」が施行（※中小企業は令和3年4月から）され、同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間不合理な待遇差は禁止されています。詳しくは、茨城労働局にお問い合わせください。

○問合せ 茨城労働局 雇用環境・均等室 ☎029-277-8295